

第3回大雪山国立公園管理計画検討会 議事概要

平成 18 年 11 月 15 日（水）13:30～15:30

新得町公民館 中ホール

1. 開 会

（配布資料の確認）

2. 挨拶

北海道地方環境事務所統括自然保護企画官

3. 出席者紹介

4. 議 事

（1）大雪山国立公園管理計画の改訂案について

（辻井座長が議事を進行）

事務局より資料 1 大雪山国立管理計画書原案について説明

【質疑応答】

（辻井座長）

第1章から第4章までと第5章及び第6章の二つに分けて検討したい。

まず第1章から第4章までについて、意見を伺いたい。特に第1章～第3章までについては検討委員から意見を伺っておきたい。

（伏島委員）

今回の管理計画書の方向性と中身は相当精査されたと評価している。

もう一つ、大雪山国立公園のポジショニングに関わる事として3ページ「将来目標」が出発点として非常に大事なことで、世界遺産及びラムサール条約湿地候補地に相当する資質を維持することや、地域に応じて適度な不便さを維持するといった書き方が、これまで他の国立公園では無かった。大雪山国立公園のワイズコースとして行動していこうとする意志が表現されていると考える。

4ページの「利用に関する方針」でも、従来の平均的な記述を改め、温泉の基本的な活用、立地条件に応じた活用を述べている。また、静穏な環境を維持して大雪山国立公園にふさわしくないものを基本的には排除するという強い意志が表わされている。

4ページの と では、利用者とのコミュニケーションを取り、情報を適切に利用者に投げる事が述べられており評価したい。集団施設地区については14ページから細かく記されているが、これまでの議論、指摘を受けて、例えば自然解説をするとはっきりと表現した点等でより具体的になったと思う。

17ページの「野営の規制及び誘導」についても、単に規制するだけでなく利用者の誘導を関係機関と協議しながら進めると明記された。費用の捻出については、一方的に国や道、市町村だけが負担することで良いのかと言う問題があることを理解しており、登山者の携帯トイレ持ち帰りだけでなく、より良い状態を作るために管理者側と利用者側が議論することが書けたと思う。

(小林委員)

3ページ「保護に関する方針」に の温暖化の項目を入れていただいたことを評価したい。

「基本方針」の 等に奥深いという表現があるが、分かり難い。「保護に関する方針」の中の奥深いとは自然環境の質からいうのか、それとも何を指しているのか。「利用に関する方針」に奥深い景観を維持するための事柄がどこに書いてあるのかを見たが、静穏な環境とはちょっと違う。この奥深いと「適度な利便さを維持する」とは関連すると思うが、この表現が何を意図しているか伺いたい。その上で他に良い表現があれば変えた方が良いのではないだろうか。ただ、キーワードであり、書かれた中では新しい表現で画期的だと思う。

(辻井座長)

この表現を使った何か特別な意味があるか。

(事務局)

奥深いの表現を意図するところを突き詰めて考えると、心から訴えると言う観点が強いと言う感じがする。新たなワードとしてどんな言葉が良いのかについてアドバイスを願いたい。

(辻井座長)

良い表現方法があったら後程でも提案願いたい。

世界自然遺産及びラムサール条約湿地候補地として書き込んであり、その方向に持って行くことを考えていると思うが、そうなるこの管理計画書は、先走って考えるならば英語にどう訳すかということも頭に入れておいて良いわけで、この奥深いは難しい表現になりそうだ。何か良い表現を今から考えておく必要がある。この場で決めなくてもよいと思うから、皆さんで考えてみてはいかがか。

関係機関には第3章までは勿論ですが第4章に「公園利用の推進に関する事項」が書いてあるので、特にその辺についてのご意見をお聞かせ願いたい。国有林、道有林との連携のことも含まれているので、国有林、道有林関係者からもご発言を頂きたい。

9ページ「オ 外来生物種について」にセイヨウオオマルハナバチについて記述してあるが、ここまで書き込むのであれば、6ページ(3)の頭の部分に全体を通じての考え方を書いた方が良い。外来生物種の侵入・定着の防止を図るには、積極的に管理システムの導入を検討するという前書きをつけた方が良い。例えばそのうち湖でのブラックバスの問題が出てくるかも知れないということでお考え願いたい。

(東川町)

4 ページ(3)の で「登山道、避難小屋等の整備や維持補修は利用のあり方に応じて内容を決定する」とあるが、この内容を決定するとの意味が理解しにくい。維持管理の作業内容なのか、負担の割合なのか、維持管理する人と負担の割合のことなのか説明願いたい。また、利用者負担は避けられない事だと思うので、どこかに利用者負担の検討についての柱立てをして頂きたい。

もう1点は16 ページ「イ 各種公共団体事業」に三位一体改革のことが書かれている。

「地方公共団体による事業」欄で施設が老朽化した際には再整備を検討するとあるが、地方公共団体が検討しなければならないことなのか。大規模の施設の建て替えは、三位一体改革とも絡んでくるので、考え方の確認をしたい。

(辻井座長)

一つは4 ページの(3) について、何を意味するか。

(事務局)

の内容とは、整備の内容と維持管理の内容を考えており、具体的な例として登山道は利用の形態、立地条件によって整備の水準が違ってくるが、昨年度の登山道調査の結果として出ている。そういったことを踏まえて整備の内容を決定するという趣旨である。維持管理についても、基本的には施設の整備内容とのセットで検討しなくてはならないと考えている。

2 点目の「各種公共団体事業について」については、自然公園等施設整備費の事業費関係は三位一体改革で、国立公園は基本的には国が整備をするという整理があり、そのことを で記述している。 の後段部分は、現に公園事業で道や市町村に歩道、園地等を整備していただいている現状があり、今後施設が老朽化した時には事業主体において再整備を検討していただきたいという趣旨。

(東川町)

4 ページ(3)「利用に関する方針」の の部分に、利用者負担についての頭出しが出来ないか。

(辻井座長)

利用者負担については難しい問題があると思うが何か考えがあるか。

(事務局)

自然公園法上の制度的な問題にも関わるので、個別の管理計画書に書くのは難しい。

ただ地元でルールを作っていくことについては、個別に相談すべき事ではないかと思っている。

(辻井座長)

この利用者負担は今ここで具体的に結論を出せる問題ではなく、記載する場所も考える必要がある。さらに実際に負担をしてもらう場合に、どのように負担金を徴収するかシステムの問題もあって簡単には書けない。だが考えていかなければならない問題だと思う。

(伏島委員)

既にツェルマットやマッキンレー等海外では利用料金徴収の事例がある。徴収方法には直接的な方法と間接的な方法があり、両方を考える必要がある。例えば上川町や東川町のように良い温泉を持つ場所において、情報、保険、ガイド等あらゆるサービスを盛り込んだ「ゆとりトレッキング型宿泊商品」を開発し、宿泊すると得になるという状況を作りながら間接的に利用料金を捻出する方法もある。国定公園の暑寒別やニセコ神仙沼でやっている協力金システムもある。上高地の駐車場のトイレは人の配置が良く、多くの利用者が協力金を払っている。知恵を使えば直接的、間接的な財源を作り出すことは不可能ではない。

16ページ「各種公共団体」の記述文章には主語が無く、地方公共団体だけと読み取れる。老朽化する前から予防的な措置も含めて関係機関と協議する等少し工夫が必要。

(辻井座長)

今の利用者負担の問題は、最後のところに検討会としての意見という後書きの項目を作って、将来的に次の段階として利用負担も考える必要があることを書き込むことは出来ると思うので、検討したい。

(小林委員)

今の「利用に関する方針」のところで利用負担を直接書かないで、これから適切な利用空間を作っていくとか、利用者の支援と協力を一層得るとか、支援と協力を得ながら管理を充実させるという表現で書くことは可能では。

17ページの「イ 野営場の規制及び誘導」に野営指定地の見直しや管理方針については山岳関係行政機関において協議していくとある。にも同様の記載があるが、ここは「利用者を含めた」や、「利用者の意見を聞く」等の表現を入れて、利用者も積極的に関わる体制を作りながら、長期的に利用者負担を社会的認知を図ることはどうであろうか。利用者負担の方法では、伏島委員の意見の他にも、労力での負担もあり、資金提供は難しいが労力で協力出来る人もいる。だから幅広く捉えておいた方が良い。

事務局のミスだと思うが、6ページにヒグマは全域にわたって生息すると書いてある。一方19ページの「利用者の安全対策」では、高原温泉のことだけになっている。この安全対策の内容は地域を限定すべきものなのか。ヒグマが全域に生息しているのであれば、この書き込みも全域について加筆した方が良い。

それからもう一つ、先程座長から6ページ(3)「野生動植物の保護管理」に前書きを書いたらどうかと話があった。これは3ページ「保護に関する基本方針」の頭の部分を引用して、もう少し具体的に書けば出来ると思う。積極的な管理のシステムを導入する根拠は「保護管理に関する基本方針」にあるので、それを直接書き込んだ方が分かりやすい。

(上川支庁)

エコツーリズムのことが出てこないのはいかがなものかと思うが。

(事務局)

エコツーリズムの観点についての具体的な記述は無いが、それぞれ随所に散りばめられ

ている。

(上川支庁)

4ページ(3)の「利用に関する方針」の中に書いていただきたい。

(事務局)

(3)にワードとして無いと言うことだが、書き入れることは可能だと思う。

(上川支庁)

特に(3)の 所では、地域の振興や環境学習に活用するだけでなくエコツーリズムの文言が有っても良い。

(辻井座長)

これについては、何らかの形ではっきり書いて良いのではないか。今はどこでもエコツーリズムが主要な利用になってきており、現に大雪山でもガイド付きの利用者がいるから。何回か繰り返して出てもかまわない。一般論としてでも良いし、具体的な事例としてでもかまわないのでちょっとお考えいただきたい。

鹿追町、新得町はいかがでしょうか。

(鹿追町)

内容等も含めて問題ない考える。

(新得町)

特に意見はない。

(小林委員)

22ページ「エ ビジターセンターの利用・運営」の所で加筆をしていただきたい。

「利用者に対する情報提供の方法」のリアルタイムの自然情報のことである。

知床で調査をした事例から見ると、利用者が求める情報で多いのは天候に関する情報で、次に野生動植物の情報である。この他では利用規制やアクセス、利用マナーに関するものがある。利用者にこのようなニーズがあるので、自然環境情報についてはもう少し具体的に書き込んでいただきたい。

(伏島委員)

20ページ(4)「普及啓発」アの だが、ここにエコツーリズムの記述があっても良い。それは地元や地元に関係するガイドが増えてきているから。それとガイドを積極的に活用するという点が欠けている。ガイドの資質を向上させると共にビジターセンターがガイドを紹介することを含めて、エコツーリズムの利用スタイルを述べる重要なポイントではないかと思う。大雪山国立公園はトレッキング的な地形条件が多い所であり、ゆっくりトレッキングするエリアと位置付けをし、ハイカーを誘導しつつガイドを育成し活用していくという視点があっても良い。

(辻井座長)

4章のグリーンワーカー事業について事務局から紹介を。

(事務局)

グリーンワーカー事業は平成13年度から実施しており、国立公園、国指定鳥獣保護区の貴重な自然環境を有する場所において、地域の自然、社会状況を熟知した地元の方を雇用して、各種の活動を行い質の高い国立公園の管理を推進する事業。

(辻井座長)

大雪山で具体的に何人位の地元雇用をしているか。

(事務局)

地元雇用人数は把握出来ていない。大雪山全域の昨年度の実績は、十勝岳登山道の補修、トムラウシ登山道修復、ニベソツ登山道の補修、沼ノ平姿見線登山道修復のための検証、愛山溪北鎮岳線登山道の整備、スノーモ - ビル乗り入れ規制のためセスナ機飛行による上空からの監視活動、高山植物保全対策としてロープ柵設置による踏み込み防止対策、監視活動による高山植物の盗掘未然防止、外来種対策としてワサビ沼のオオカナダモの除去を行っている。

(小林委員)

19ページ(3)「利用者の安全対策」のウでは小函のことだけしか書いてない。愛山溪北鎮岳線や天人峡温泉周辺でも落石の危険性がありここに書くべきではないか。この場所だけではなく、全般的に危険性のある歩道についての扱いを書いておくことが望ましい。

休憩(10分間の休憩)

(辻井座長)

それでは後半の第5章、第6章について検討を進めたい。補足の説明は無いので第5章について意見を伺いたい。

37ページの歩道の所で、歩道付帯のトイレとあるが、トイレは歩道付帯の設備なのか。

(事務局)

整備する上で、主体は歩道であっても従としてトイレを整備するという。環境省が整備することも考えられ、公園事業のメニューの書き方に準じて付帯施設として整理。

(辻井座長)

何カ所かでトイレを検討するとあり、一方で携帯トイレを推進するとあるがどう考えたら良いか。

(事務局)

利用状況や立地条件により整備の内容が決まる。また、維持管理の方法も重要であって、具体的にトイレを整備する場所かまたは携帯トイレブースを整備する場所かについては別途に検討したい。

(辻井座長)

伏島委員は大雪山をよくご存じで、どこにトイレが必要かは見当がついているのでは。

(伏島委員)

利用度やその山小屋とトイレがどこに立地するかによって条件が違う。最近、美瑛富士のトイレ問題がクローズアップされている。これは山小屋はあってもトイレが無い状態が続く中で、利用者が増えたことによる。バイオトイレを導入する方法も考えられるが、バイオトイレは管理が大変で、美瑛富士の場合では毎日管理に行く事も常駐することも出来ない。とすればトイレブースがあって、登山者は強制的に義務づけられた状態で麓に降ろす。これを大雪山のスタンダードとして確立する必要がある。大雪山国立公園の資質を維持しながら高めると言うことであるならば、高いレベルで書き込んで良い。富山県ではスラッジ（汚泥）を含めてヘリコプターで麓に降ろす富山方式が決まっているが、大雪山はいまだに試行錯誤している。この小屋はこうする、このトイレはこうするとその扱いを明確に打ち出し、その費用分担についても打ち出して行く必要がある。大雪山らしい取り扱いを作ることに時間をかけて検討したらいかがか。

（辻井座長）

今のトイレの問題は一番難しい問題で、もっと書き込んで必要な事はどんどん進めても良いという伏島委員の意見があった。少し具体的なポイントや手法を決めたらどうか。

現段階で多数の利用者がある等で分かる場所は具体的に書き込んで良いと思う。

（小林委員）

車道について、国立公園の中に鳥獣保護区が重複して指定されている。鳥獣保護区内に車道が通る場合に、野生鳥獣に配慮するというような文言は書けないか。

（事務局）

個別の許認可で条件を付けて対応した例はある。

（辻井座長）

47ページにアンダーラインが3・4カ所あるがこれは何か。

（事務局）

現行の管理計画では主語がはっきりしていなかったので整理をした。

（小林委員）

48ページの石北峠園地について、峠にある数件の店舗は園地に入るか。

（事務局）

店舗は国立公園の区域外にあり入らない。

（小林委員）

景観上も見苦しく、国立公園としてもイメージを壊すもの。隣接しているので、区域外であっても地元の市と話しをして撤去していただきたい。

（辻井座長）

今度チャンスがあったら北見市に伝える。

（小林委員）

59ページの糠平然別線の表現について伺いたい。現地地形をほとんど壊さないで然別温泉から然別湖の湖岸を縫って行く、然別湖らしい風景のある道路がある。対面交通でちょ

っと厳しい状況にある。これまでの道路は移動のスピードを上げて早く通すために整備してきたが、出来ればこの場所を現状のまま残していただけないか。要するに速度を落としながらゆっくり走るのも国立公園内の道路のあり方の一つで、この場所を国立公園だからこのような道路構造であると位置付けたらどうかと思うがいかがか。

(事務局)

今のご指摘は利用とか、あり方の問題かと思う。この部分は許認可の整備等に当たっての許認可の取り扱い方針を記載している部分であり、馴染まないとは思いますが検討したい。

(小林委員)

要するにこの文言の表現のレベルを上げれば、それが許認可の条件になるということを示し上げた。

(辻井座長)

小林委員が言われるのは、ここでは未改良と言う表現になっている道路の狭い部分を、そのまま残しても良いのではないかということか。

(小林委員)

その通り。それを許認可の条件として書き込むことが出来るのかという質問です。

(事務局)

具体的内容については関係機関と相談が必要。その上で検討したい。

(伏島委員)

美瑛(俵真布)からトムラウシに入る登山道はどこに該当するか。

(事務局)

ご指摘の登山道は、公園計画道路に位置付けされていないので具体的な記述は無い。

(伏島委員)

林野サイドでは閉鎖していないし、実際に人も入っている。何らかのコントロールが必要だと思う。公園計画の位置付けが無いのであればむしろ扱いが必要で、それに関する規制をどこかに入れておいた方がよい。

(辻井座長)

今の話については、最後に意見として入れるかどうか検討したい。

(小林委員)

伏島委員の意見に関連して。あの登山道は公園計画には無いが、現に林道があってそこから人が入る。このルートが出来たことにより大雪山の中心部トムラウシ山に簡単に日帰りが出来るようになって、一番奥深い山域での登山道の荒廃がめだっている。しかも長時間歩くコースだから、利用者は簡単なピバーク道具を持って行く。すると登山道上に無秩序に野営場が発生している。奥深い所の空間の質を保全しようとするのであれば、この問題についてどんな方針で臨むのかを明確にする必要がある。本当に奥深いところを作っていくのであれば、公園計画にない登山道の利用をストップしていただきたい。利用を止めることによって日帰り利用が出来なくなり、トムラウシの利用度は相当下がってくる。そ

れによって山岳地における水質、土壌の汚染も下がっていく。そのような議論をしないと、管理計画の目的をないがしろにしてしまう恐れがある。それが伏島委員の主旨だと思う。公園計画に無ければ無いなりに、どう位置付けてどんな扱いにするのかを明確にしておく必要がある。

(事務局)

公園計画に位置付けされていない歩道の扱いについては、上位計画である公園計画での見直しの際に検討する機会がある。それに向けて議論していく上で大変貴重な意見である。この管理計画の中に記述することは出来ないが、検討会からの提言なり、課題として取りまとめ、今後関係機関等とも相談して行きたい。

(辻井座長)

第6章に進みたい。無ければ全体について何かご意見は。

(小林委員)

鉄塔とか工作物に焦げ茶色を指定している。現地で見ると焦げ茶色にも非常に幅がある。焦げ茶色の指定はRGBで数値指定すべきだと思う。赤っぽい茶があり違和感がある。言葉で述べるのではなくRGBの値でこの範囲でと決めた方が良い。

(辻井座長)

言われるとおりで、以前からあちこちで話が出ている。沖縄の国立公園と北海道の国立公園では、いわゆる光の明度が違う。どっちが美しく見えるかと言うことを整理しなければならないのではないかと思う。既存のデータとして他にもマンセル記号等があり、それを検討してもらえないか。九州の国立公園と大雪山では条件が違うので、そんなことを勘案して検討していただく事でどうか。

他に意見が無ければ、これで資料 1 については一通り検討していただいた。

(2) その他について

事務局より資料 3 国立公園管理計画改定作業スケジュール(案)について説明

【質疑応答】

(辻井座長)

他に何か意見はあるか。

(伏島委員)

管理計画の検討会から逸脱するかもしれないが、重要なことを指摘したい。

それは公園の隣接地区、バッファゾーンに関すること。この検討会での検討は、線引きされた大雪山国立公園の中の議論になるが、小林委員から指摘があった景観の問題、観光の質の高さを上げる意味から、石北峠は整理しなければならない。それは国立公園の資

質を守るためにも北見市のためにも必要だ。森林関係のことで特に強調したいのは針広混交林のこと。国立公園と接する森林施業、バッファーズーンの森林施業を視野に入れるべきだ。大面積の皆伐がされていて、いきなり針広混交林はないと思う。その辺のバッファーズーンの働きかけは必要だ。それと針広混交林そのものについて、先程話のあった奥深さとは針広混交林にあると思う。この針広混交林の理解については意外と浅い。この管理計画書1ページのウ「植生」のところでも、垂直分布が見られると言う表現で捉えられているがその意味にとどまるものではない。北海道の針広混交林の美しさは、アラスカでも、カナダでも、ヨーロッパでも、ネパールでも見られない光景である。それだけ世界的に特殊な美しさを持っている針広混交林の論評をもう少し強くしていただきたい。景観学的に見た大雪山国立公園の特徴は針広混交林と高山帯と湿地の三点であり、その辺の特質をもう一度理解し直して、整理願いたい。

(辻井座長)

植生のところは確かにそうだ。少し強調してその特徴を表現するようにしたい。

他に無ければこれで終わりたい。

様々なご意見を頂戴して、よりよい管理計画の取りまとめをしたいと思う。

今日は傍聴者も沢山来ていただいた。先程事務局から説明があったように、ご意見等があれば郵送やFAX等でお寄せください。

以上